

理学研究科 日本学術振興会特別研究員申請書閲覧制度実施要領

平成31年3月20日 理学研究科長裁定

(趣旨)

- 日本学術振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）に係る申請書の質を向上させ、採択件数の増加をさせるため、採択された申請書を閲覧できる制度を導入し、特別研究員への申請を支援する。

(申請者)

- 閲覧希望時点において、本研究科博士課程後期3年の課程に所属、又は進学（編入学を含む）予定であり、且つ申請を予定している学生が本閲覧制度に申請することができる。

(閲覧の対象)

- 本研究科から提出した申請書で、新規で採択されたもののうち、申請者本人及び受入教員の両方から承諾が得られたものを閲覧対象とする。

(閲覧の申請)

- 閲覧希望者は、総務課研究支援係に申請する。

(閲覧できる期間)

- 申請書を閲覧できる期間は、上記3.により閲覧の承諾を得られてから5年間とする。

(複写・撮影の禁止)

- 申請書等の複写・撮影・ダウンロードは、禁止する。

(守秘義務等)

- 閲覧者は、閲覧した申請書から知り得た内容を他に漏らしたり、利用してはならない。

(その他)

- この要領に定めるもののほか、申請書の閲覧について必要な事項は、研究科長が別に定める。

附則

この実施要領は、平成31年3月20日から施行する。

附則

この実施要領は、令和2年1月24日から施行する。

附則

この実施要領は、令和5年12月13日から施行する。